

岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市文化財保護条例（昭和52年岩倉市条例第22号）第10条ただし書の規定に基づき、岩倉市指定文化財である山車（以下「文化財山車」という。）の修復修理事業に要する経費を補助するために岩倉市ふるさとづくり基金を財源として交付する岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、文化財山車の修復修理事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(実施期間)

第3条 補助事業の実施期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、補助事業が期限内に完了しないことが判明した場合は、速やかに市長に報告し指示を受けなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9以内の額とし、400万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 文化財山車の所有者は、補助金の交付を受けようとするときは、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付申請書（様式第1）に事業費見積書の写しその他参考となる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の審査に当たり、次の各号のいずれかに反するときは、補助金の交付申請を却下することができる。

- (1) 補助金の交付が法令及び予算の定めるところに適合すること。
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であること。

- (3) 金額の算定が的確であること。
- (4) 所有者に補助事業の遂行能力があること。

(補助金交付の修正決定)

第7条 市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項について修正をした上で、交付の決定をすることができる。

2 前項の決定をする場合は、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難にさせてはならない。

(補助金の請求)

第8条 第6条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付の決定通知に基づき、指定の期日までに岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金請求書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の目的及び内容により補助金の分割交付を希望する場合は、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金分割請求書(様式第4)を市長に提出することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の分割交付)

第10条 市長は、第8条第2項の分割請求書の提出があったときは、補助事業の目的及び内容により補助金の執行を期するため、補助事業の実施計画を勘案し、補助金を分割して交付することができる。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、当該補助金に係る補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金返還請求書（様式第5）により期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金実績報告書（様式第6）に参考となる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第15条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、書類等を審査し、及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の目的及び内容に適合し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（指導及び検査）

第16条 市長は、補助金の予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業が効果的に実施されるよう適時指導するとともに、その内容について検査をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。